

代表者会議等におけるタブレット端末等の使用について（案）

議長が主宰する代表者会議、全員協議会、議案聴取会及び委員長会議におけるパソコン、タブレット端末、スマートフォンの使用については、「本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末、スマートフォンの使用に係る試行について」（平成25年10月15日議会運営委員会決定）における委員会の取扱いに準ずることとする。